



地域共生社会創造における ソーシャルワーカー(専門職) の役割と課題

同志社大学 名誉教授
滋賀県社会福祉協議会理事、えにしアカデミー学長
上野谷 加代子
(うえのや かよこ)



はじめに

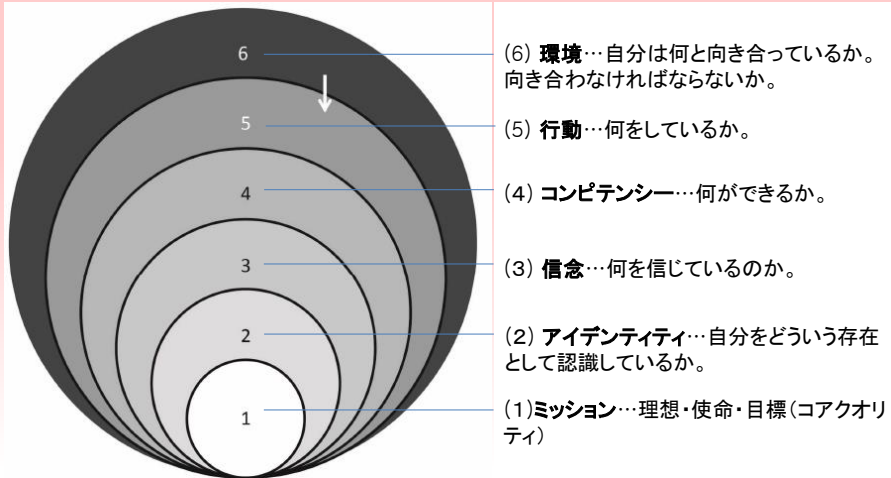
福祉人のしごと

- * やらなければならないこと (使命、ミッション)
- * やりたいこと (意志、仕事欲、チャレンジ)
- * やれること (能力、気力、体力、金、仲間、ポジション、組織・・・) とのジレンマ





はじめに



重層的な自己・たまねぎモデル(korthagen2013)



同志社大学

上野谷加代子



はじめに

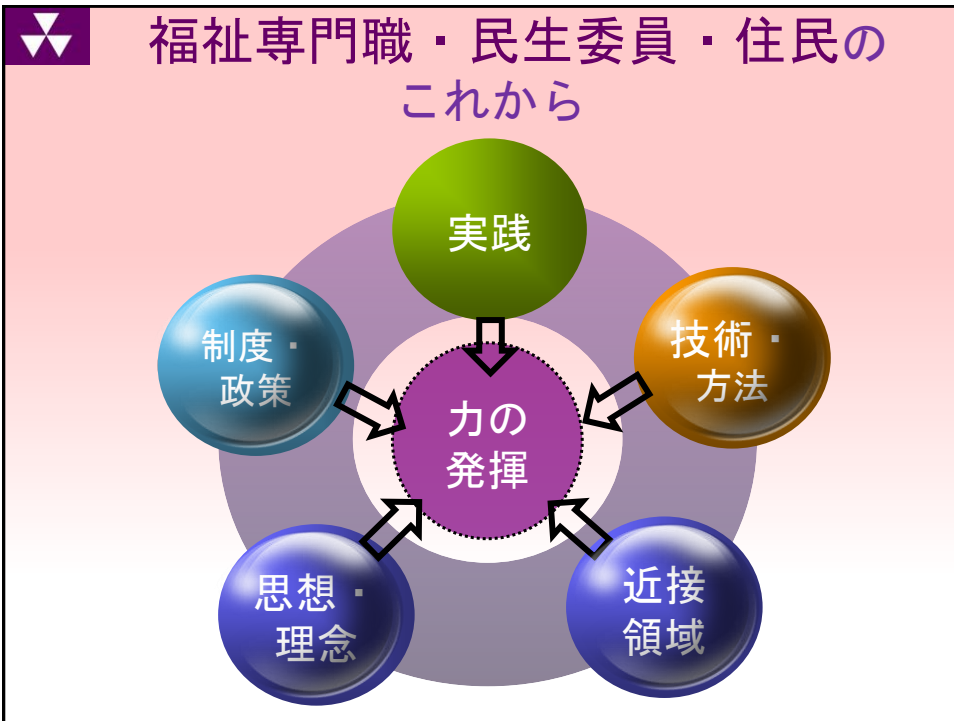
今こそ、**ソーシャルワーカー（社会福祉専門職）**は、**地域に根ざした**

「福祉人」として社会福祉法人施設、事業所、生協・農協、共同募金運動、民生児童委員活動、当事者団体、市民活動等と一緒に参加と協働で 共生社会づくりに向け包括的に計画的に、〇〇を実施しましょう



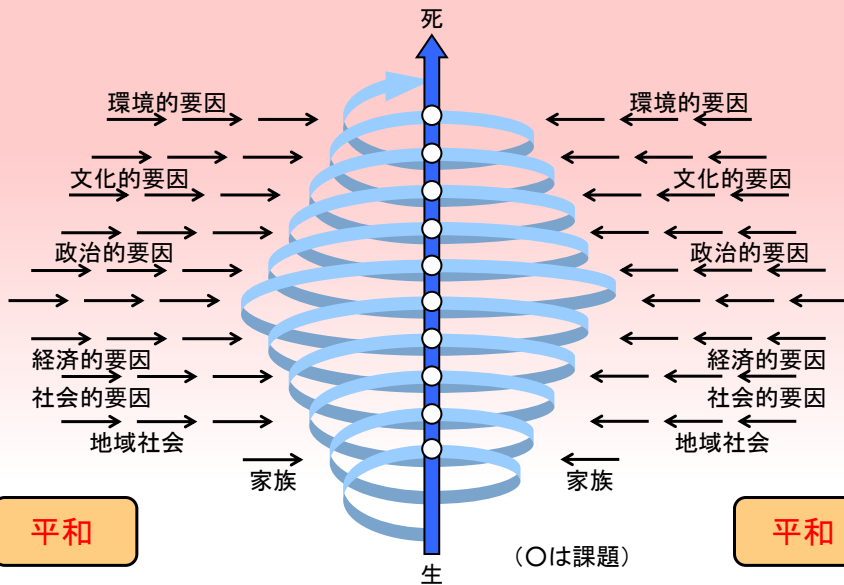
同志社大学

上野谷加代子





問題解決のプロセス



地域共生社会の理念

- すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに作り高め合う事ができる「地域共生社会」を実現する。
- 支えて側と受け手側にわかれぬ
- すべての地域住民が役割を持ち支えあう
- 自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らす仕組み→権利としての地域共生社会へ、自立と尊厳、

地域共生社会の政策動向

2013年8月6日 社会保障改革国民会議・報告書

2015年4月 生活困窮者自立支援法

2015年9月17日 厚労省ワーキングチーム

・「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」

・介護、保育、障害者、生活困窮の一体的提供にむけたビジョン「**全世代・全対象型地域包括支援体制**」の構築にむけて

2016年3月24日

「地域の実情に見合った総合的なサービス提供体制の確立」

「実現にむけた工程表」30項目，2020年度

2016年6月2日 「ニッポン一億総活躍社会」

2016年7月15日 「共生社会実現本部」の設置

2016年12月26日 「地域力強化検討会・中間とりまとめ」

2017年2月7日 「地域共生社会の実現にむけて」工程表

2017年6月2日「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布

2017年9月12日 「地域力強化検討会・最終とりまとめ」

2017年12月12日 厚労省大臣告示 3局長通知

2018年4月1日 新社会福祉法の施行

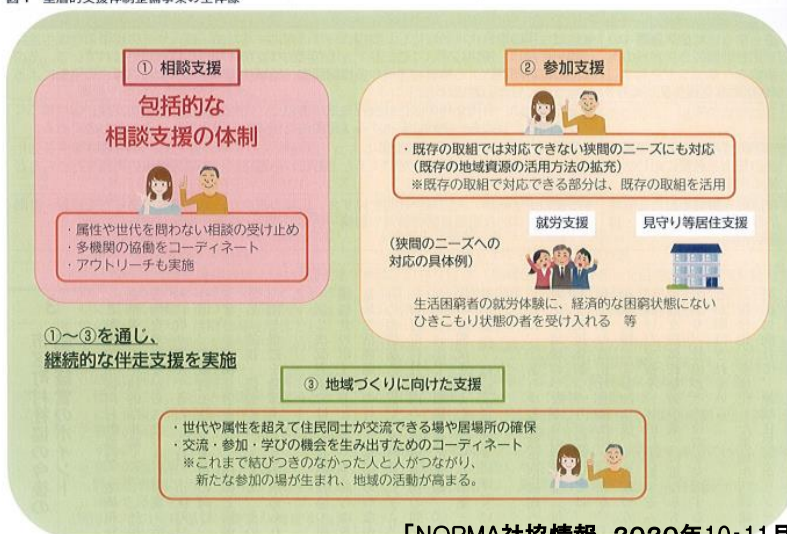
2019年7月19日「地域共生社会推進検討会・中間とりまとめ」⇒2020年6月

政策の流れ

特集

改正社会福祉法と市区町村社協経営指針の改定について
～地域共生社会の実現に向けて社協の果たすべき役割～

図1 重層的支援体制整備事業の全体像



「NORMA社協情報 2020年10・11月号」より

3. 重層的支援体制整備事業の 創設 ～包括的な支援体制構築の促進

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要	
改正の趣旨	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。 <small>※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))</small>
改正の概要	1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】 ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。 ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。 ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができることと規定する。 ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。 ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】 ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。 ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。 ③ 介護福祉士養成施設卒業業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】 社会福祉事業に取り組み社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。
施行期日	令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

重層的支援体制整備事業を法定(社会福祉法第106条の4第2項)

○重層的支援体制整備事業について、社会福祉法において、以下の通り規定。

- ① 新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。
- ② 3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を第4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援事業	新	
第3号	イ	地域づくり事業	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(※通いの場を想定)
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新	
第5号	多機関協働事業	新	
第6号	支援プランの作成(※)	新	

(注)生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
 (※)支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

30

令和2年・改正社会福祉法の概要

(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)による改正)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

1. 地域福祉推進の理念に、地域共生の考え方を追加(第4条第1項(新設)、第6条第2項)

- 「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」(第4条第1項に新設)

2. 包括的な支援体制の整備を推進するため重層的支援体制整備事業を創設(第106条の4 他)

- 国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備に当たって、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生など関係施策との連携に配慮するよう努めることを規定(第6条第2項)
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する体制を整備する事業を創設。**(第106条の4 他)
 - 新たな事業は実施を希望する市町村の手おげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設(第106条の7 他)
 - 国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

※ 附則において、法律の施行後5年を目途として、施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2020年(令和2年)6月12日公布。2021年(令和3年)4月1日施行。

31

社会福祉法における地域共生社会の理念、施策、事業の位置づけ



改正社会福祉法(第4条) [令和3年4月施行]

○地域福祉推進の理念

※下線部は、今回の改正・新設部分

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立 その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

○地域共生社会の実現に向けた新たな法定事業となる重層的支援体制整備事業(新設第106条の4)を創設することを契機とし、福祉関係分野の上位法である社会福祉法において、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像(理念)として、「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」を規定する。

改正社会福祉法(第6条) [令和3年4月施行]

○ 国、地方自治体の責務

※下線部は、今回の改正・新設部分

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において重層的支援体制整備事業(第106条の4第1項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。)その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。(新設)

○国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備に当たって、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性を規定
○重層的支援体制整備事業など各市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みが適正・円滑に行われるよう、国・都道府県による助言など後方支援の責務を規定

34

改正社会福祉法(第106条の3) [令和3年4月施行]

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

市町村の努力義務とされている包括的な支援体制の整備について、実施する「事業」を規定していた第106条の3第1項の各号について、より広い「施策」とした。

35

○重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業

※条全体が今回新設

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

① 相談支援

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第105条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業 [地域包括支援センター]

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業 [障害者相談支援]

ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業 [利用者支援事業]

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業 [自立相談支援事業]

36

新設(2)参加

③地域づくりに向けた支援

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

3つの支援の関係性(①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援)

○①から③の事業については、相互に関連して地域住民を支える重層的なセーフティネットとして効果を有する。例えば、

・①と③については、地域住民同士の交流の促進により、個人・その世帯や地域が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、相談支援へ早期に繋がりがやすくなる

・①と②・③については、相談支援で浮かび上がった個人のニーズに対して、②・③において開拓された地域資源によって多様な支援が可能となる

37

改正社会福祉法(第106条の4)③ [令和3年4月施行]

新
包括的な支援体制を強化するための
新機能

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3～5 (略)

106条の3と106条の4の関係性

- 106条の3は、全ての市町村に対し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を努力義務として規定するものであり、その具体化は地域共生のモデル事業や各法を根拠とした事業間の連携を通じた市町村の創意工夫により図られている。
- 対して新設する106条の4は、106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための新たな手法として、第1号から第5号までの機能を一体的に備える法定事業を定義するものであり、続く106条の8及び106条の9において、介護、障害、子ども、生活困窮の分野からの財源拠出等の財政支援を定め、当該事業の実施を促進している。

38

改正社会福祉法(第107条) [令和3年4月施行]

○地域福祉計画の記載事項

※下線部は、今回の改正・新設部分

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

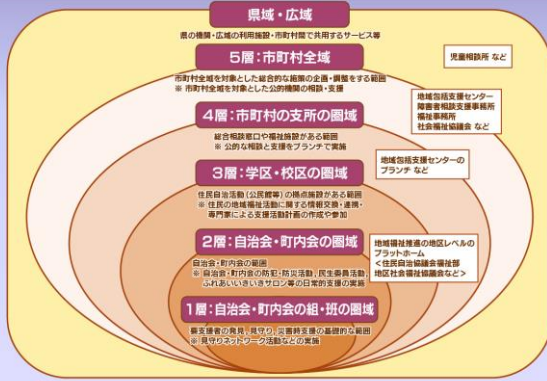
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※都道府県地域福祉支援計画(第108条)についても基本的に同様の改正

○国及び地方自治体の責務(第6条第2項)の改正にも表れているように、各市町村において包括的な支援体制の整備に向けた議論と取組を一層進めるため、地域福祉計画の記載事項とする。

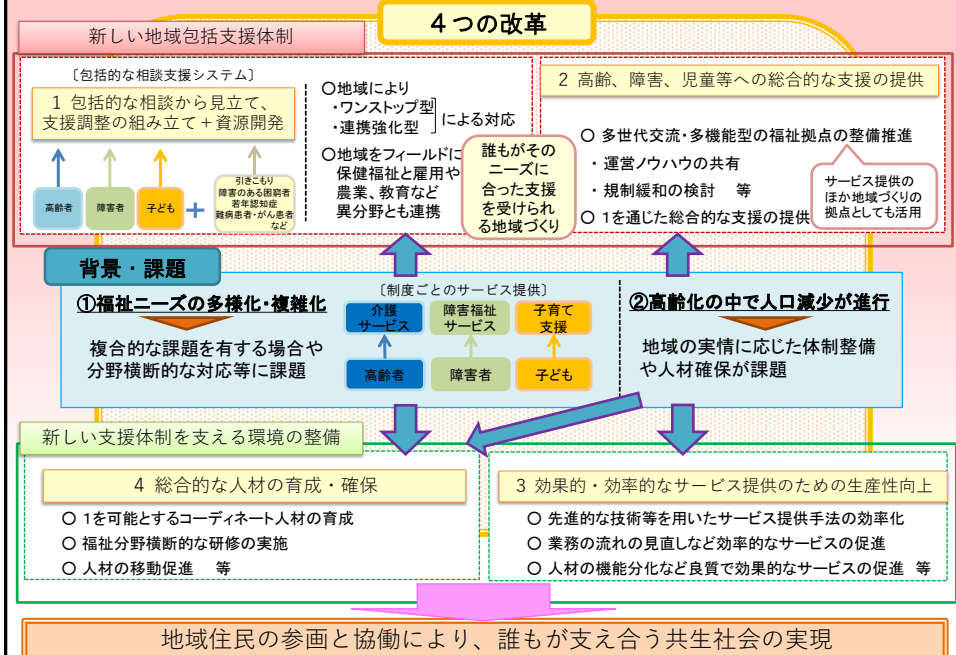
39

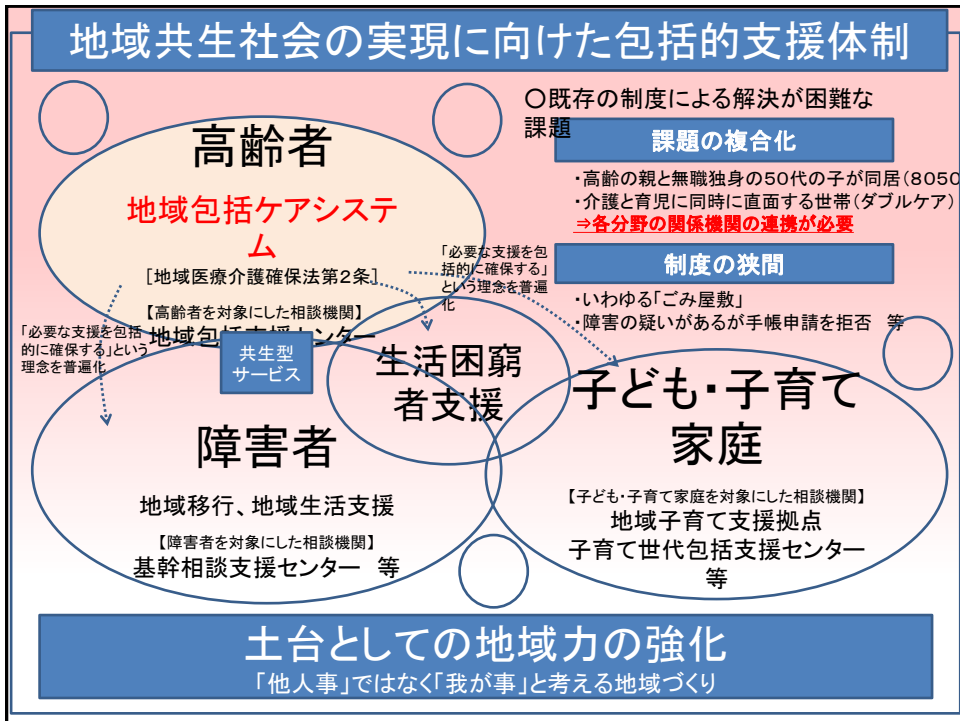
重層的な圏域のイメージ



「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

（平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）





- ## 政策としての地域共生社会
- ① 新しいセーフティネット
 社会的孤立、複合的問題 →「地域生活課題」
 申請主義を越えて 予防、総合相談支援
 アウトリーチ
 - ② 社会資源の相互利用
 少子高齢・人口減少社会の進展
 財源・施設・人材など 規制緩和 ←共生ケアの実績
 - ③ 持続可能な地域づくり
 ・包括的支援体制、地域福祉計画
 ・共生文化 差別・排除・人権 (地域の2つの顔)
 ガバナンス(対話と自治)による地域福祉の創出する。
 そのためにソーシャルワーカー(コーディネーター)の役割が重要である。

ソーシャルワーカー（地域CO）は「自立」支援を住民と共に作る

- ▶ 労働的・経済的自立
- ▶ 精神的・文化的自立
- ▶ 身体的・健康的自立
- ▶ 社会关系的・人間关系的自立
- ▶ 生活技術的・生活管理的自立
- ▶ 政治的・契約的自立

（大橋謙策の6つの自立）

社会福祉法改正（第4条）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法改正（第106条の2）

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営業者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり**自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは**、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、**支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは**、支援関係機関に対し、当該**地域生活課題の解決に資する支援を求め**るよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営業者
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

社会福祉法改正（第109条）

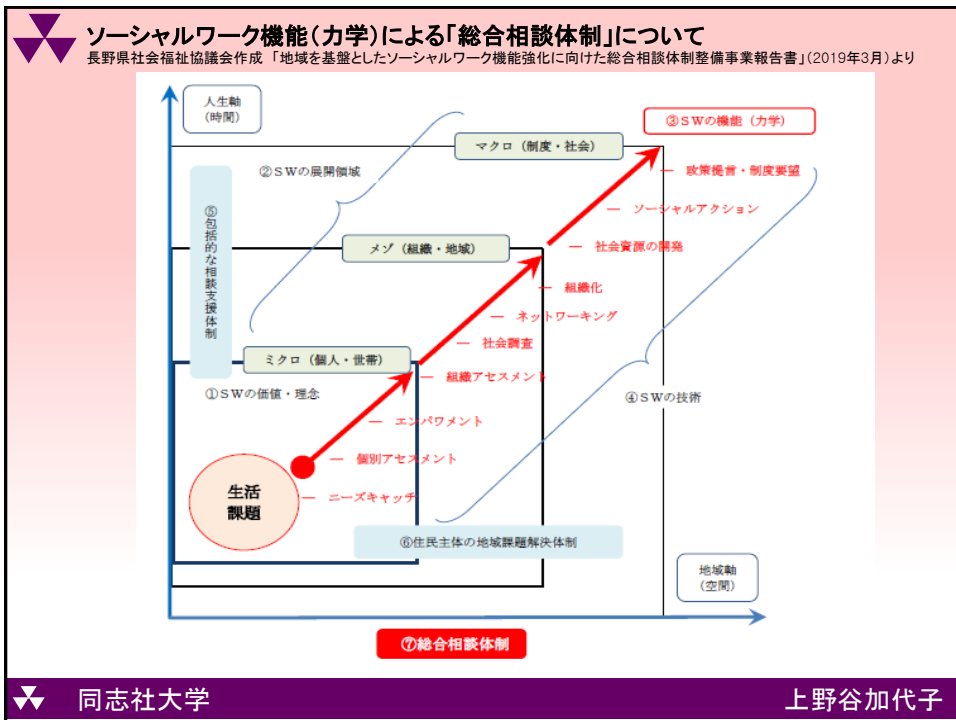
（社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。**

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域共生社会の実現に向けて 求められる ソーシャルワークの機能

・長野県社協資料より





地域福祉推進関係者のこだわり

- 地域における社会生活にこだわる
- 住民（生活者）主体にこだわる
- 方法にこだわる（自立支援、参画と協働）
- 地域資源の最大活用にこだわる（ひと・もの・かね・とき・しらせ・・・）
- 地域経営（目標、方法、プロセス、結果、効果の説明責任と共有、蓄積、循環）
- 持続可能な地域社会づくり



同志社大学

上野谷加代子



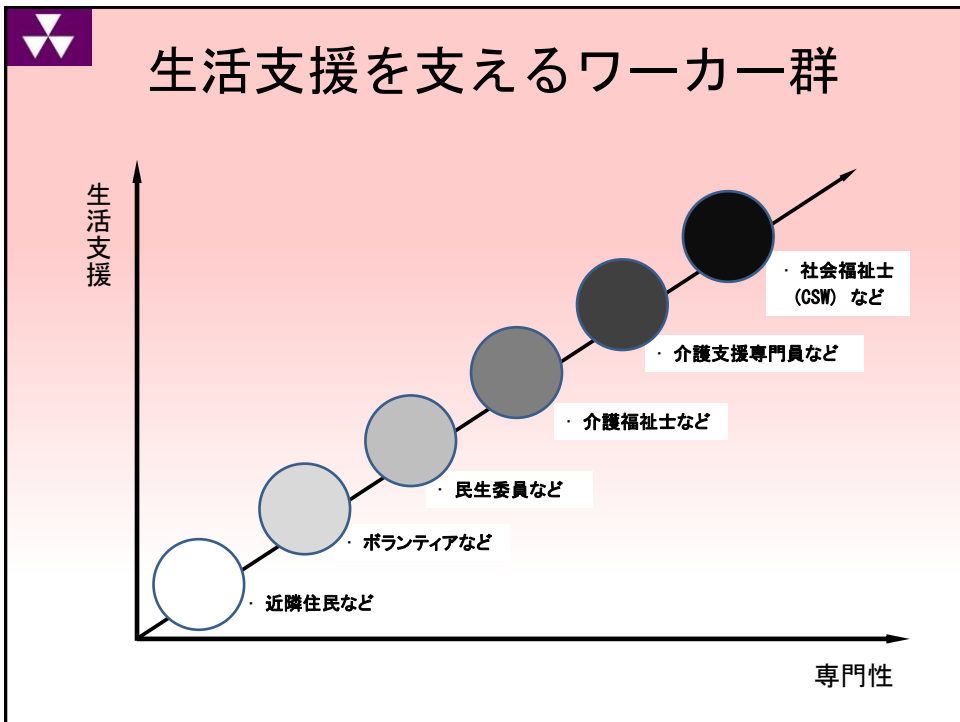
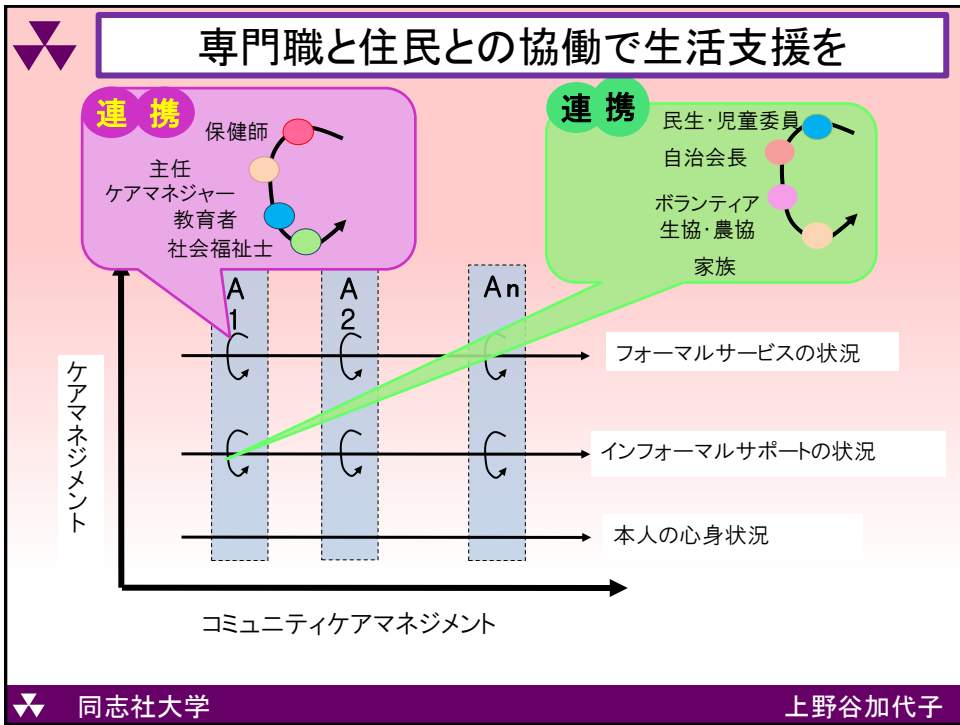
助け合いとコミュニティ再生 —新：地域福祉実践—

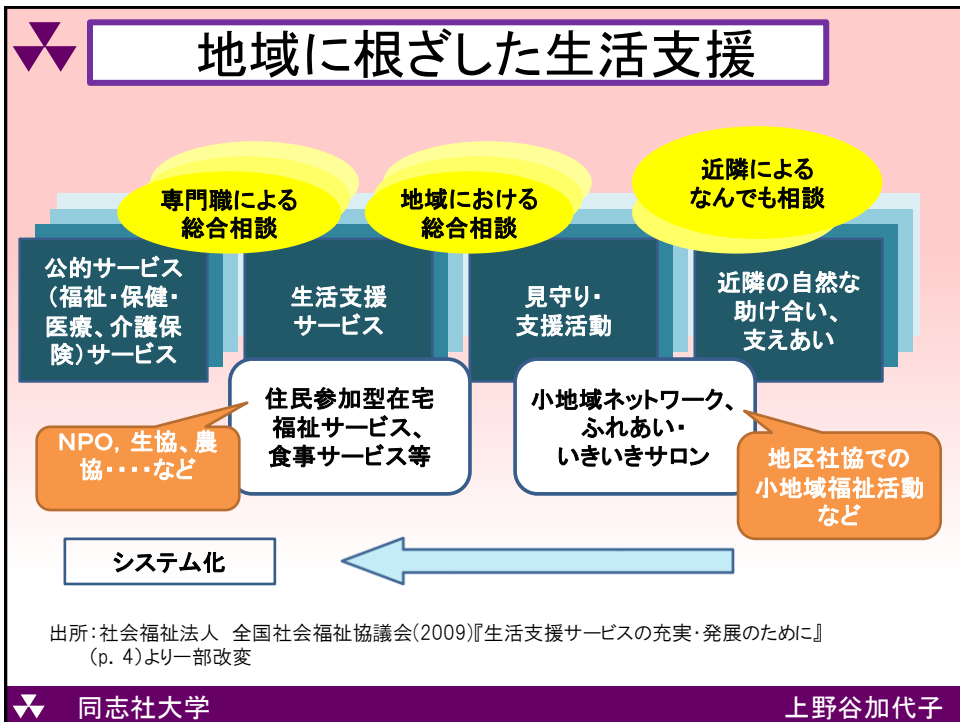
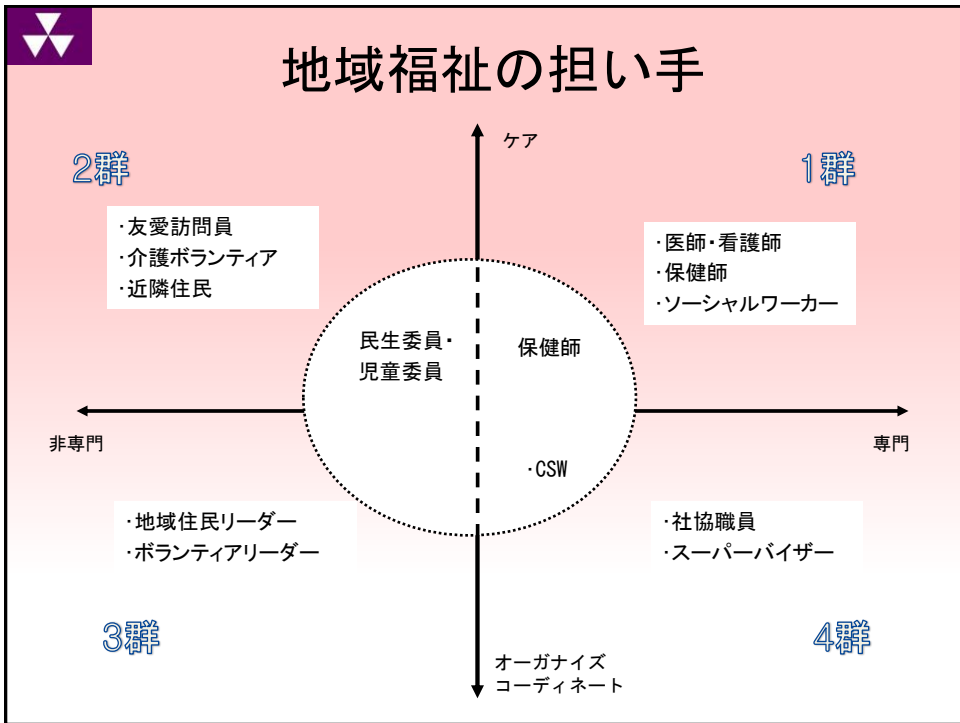
- つながりの再構築（あらゆる参加と協働）
- 「縁」（血縁、地縁、社縁、志縁、女縁、支縁（援）…）を起こし、育て、伝え、つなぐ。
- つながりを再構築するための基盤づくり（人・モノ・カネ・情報・拠点・政策化等）



同志社大学

上野谷加代子







地域福祉の定義

(住みなれた)地域社会のなかで、家族、近隣の人びと、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、家族およびまちの一員として、普通の生活(暮らし)を送ることができるような状態を創っていくこと。

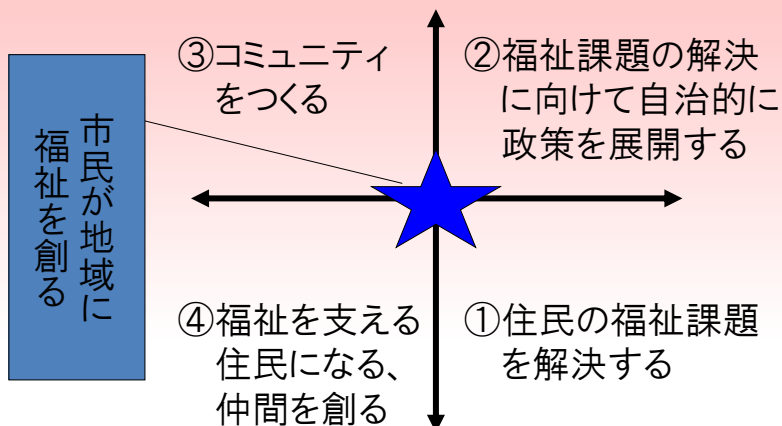
—上野谷加代子—



同志社大学

上野谷加代子

地域福祉の構成要素



実践事例から学ぶ

- 縁(えにし)実践創造センターの設立から、今日まで
- 生きづらさを抱えている者を地域生活者に位置づけなおす試み
- 個別支援、ネットワーキング(集団支援)、地域支援との連続
- 寄りそい、ひたすらなるつながり



おわりに

研修を通して
たすけ上手・たすけられ上手
の学び人に

